

# 広報あさくら

[お知らせ版]



No.295



## 災害に負けず、三連水車が回り始めました！

6月17日、国指定史跡「三連水車」が稼動を始めました。

10時ごろ、山田堰の水門が開かれ、ゆっくりと回り始める水車の姿をたくさんの人々が見守りました。中でも、宮野幼稚園の園児たちは手作りの旗を振りながら「がんばれ！ がんばれ！」と大声援。それに応えるように、水車も力強く稼動しました。

水車が潤す35haの農地のうち、一定の災害復旧が完了したことから、今年も水車が回ることになりました。朝倉の夏の到来です。

公共交通ニュース

2 P

市政ニュース

3 ~ 6 P

情報満載！お知らせ広場

7 ~ 10 P

健康と福祉のページ

11 ~ 12 P



●朝倉市役所（代表）☎ 22-1111 FAX 22-1118

ごみは通常どおり収集します  
可燃ごみ収集は、通常どおり行います。サンボートについても、通常どおり受け入れをします。  
し尿等くみ取りは休業します。  
次の期間中休業します。

■期間：8月11日（土・祝）～15日（水）  
《甘木・朝倉地域の人へ》



## 第8回朝倉市の未来予想図（高校生の提言）募集

**ふるさと課**

あなたの考えを市に提案してみませんか？

選挙へ行く若い有権者を増やすため、自分たちにできること」をテーマに、アイデアを募集します。

■対象：高校生。ただし、2次審査に出席可能な人に限ります。

※個人・グループは問い合わせません（グループ参加の場合5人程度）。

■申込方法：①専用の原稿用紙（5枚程度。資料含む）②応募用紙を次のように提出。

・電子メール（furusato@city.assakura.lg.jp）  
郵送（〒833-8601 朝倉市菩提寺4丁目2-2）  
直接（印刷物のみ）

※原稿用紙・応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。  
■申込期間：9月3日（月）まで  
■1次審査：書類審査を通過した個人・グループに9月中旬に書面で審査結果を通知します（高校に対しても通知します）。

【発表会（2次審査）】  
■日時：10月13日（土）午後  
■場所：ピーポート甘木 第4・5学習室（甘木198-1）  
■審査基準：独創性、企画性、実現性など  
■表彰：上位3位までを表彰  
（副賞（図書カード））  
1位2万円分、2位1万円分、3位7千円分  
※発表会参加者に参加賞あり。  
■著作権の帰属等  
①応募された提言は返却しません  
②応募された提言の著作権は朝倉市に帰属します。

※応募用紙に記入された個人情報は、審査・結果発表および応募者への連絡のため使用し、その他の目的には使用しません。

【問】市ふるさと課（☎ 228-7603）

ひとりで悩まず相談を  
みんなの人権110番  
**人権・同和対策課**

悩みごと（家庭内の問題・DV・セクハラなど）の相談を受け付けます  
相談は法務局職員が応じます。また、福岡法務局朝倉支局では、毎週月、水、金曜日（9時～16時）に人権擁護委員が相談に応じます。なお、毎月第1水曜日は、女性の人権擁護委員が相

談に応じます。相談無料・秘密厳守。  
■電話番号：0570-003-110  
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。一部の電話などでは利用できない場合があります。

【問】市人権・同和対策課（☎ 225-1174）

## （宝くじ助成金） コミニユニティ助成事業を 地域活動の発展に活用

**ふるさと課**

持丸区会に備品（滑り台）を整備  
この助成は、地域活動の健全な発展を目的として、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源に、宝くじの社会貢献広報事業として実施しています。

今回、整備された備品は、区民広場での子どもたちの健全育成などに活用され、持丸区会の健全な発展と環境整備に役立たれます。  
【問】市ふるさと課コミニユニティ推進係（☎ 228-7604）



医療証の更新には手続きが必要です  
現在の医療証は、有効期間が9月30日までです。対象者は、7月下旬以降に案内通知を郵送します。必要書類を確認のうえ、手続きを行ってください。  
※更新手続きをしない場合、10月以降医療証が使用できなくなります。  
更新申請受付後、所得等を審査のうえ、対象となつた人には新しい医療証を9月中旬以降に郵送します。

【問】市保険年金課（☎ 228-7561）、朝倉支所市民窓口係（☎ 632-1523）、杷木支所市民窓口係（☎ 621-1950）  
□係（1階）  
（本庁1階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）  
【申請先】：市保険年金課公費医療係

### 重度障害者医療証・ひとり親家庭等医療証の更新手続き

**保険年金課**

お盆期間のごみ収集・  
し尿くみ取り

**環境課**

ごみは通常どおり収集します

留守番電話（☎ 22-1257または23-0753）へ。

休業期間前にくみ取りが必要な人は、8月7日（火）までに杷木衛生社（☎ 63-3577）で受付を行ってください。

【問】市環境課（内線65-13）

高額療養費とは、同じ月内に医療機関で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えて支払われた分を払い戻す制度です。  
上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。この上限額が8月から左表のとおり変更されます。

※詳しくはお問い合わせください。

【問】市保険年金課（☎ 228-7557）

新たに「限度額適用認定証」の申請が必要になる場合があります

左表の現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する人（課税所得145万～689万円）で支払額が高額となる可能性がある人は必ず、市保険年金課（本庁1階）に申請をしてください。

### 【8月からの上限額】

負担割合	住民税 課税所得区分	外来	外来+入院 (世帯単位)
		(個人単位)	
3割	III (690万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1/10 (4回目以降) 140,100円※2	
	II (380万円以上)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1/10 (4回目以降) 93,000円※2	
	I (145万円以上)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1/10 (4回目以降) 44,400円※2	
1割	145万円未満 ※1 (年間限度額)	18,000円 144,000円	57,600円 (4回目以降) 44,400円
	II	144,000円	24,600円
	I※3	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合はも含む。

※2 直近12カ月以内に同一世帯で高額療養費の該当が4回以上ある場合の限度額

※3 年金収入80万円以下など

## (○) 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度

低所得者で生計が困難である人に対する介護サービスを行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減する制度です。

利用を希望する場合は、申請が必要となりますので、詳しくは市介護サービス課へお問い合わせください。なお、対象となるのは、利用者負担軽減実施の申し出があった法人のサービスに限ります。

■対象：市民税非課税世帯で、次の要件の全てを満たす者

①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下

②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

③世帯が居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと

⑤介護保険料を滞納していないこと

問 市介護サービス課（☎ 281586）

**介護サービス課**

25%の軽減（老齢福祉年金受給者は50%軽減）

### 【対象サービス・経費および軽減割合】

対象サービス	対象経費	軽減割合
介護老人福祉施設（入所） (特別養護老人ホーム)	利用者負担額、居住費、食費	
通所介護（第一号通所事業）	利用者負担額、食費	
(介護予防) 短期入所生活介護	利用者負担額、滞在費、食費	
訪問介護（第一号訪問事業）	利用者負担額	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費、宿泊費	

少子化対策の一環として、独身男女の結婚のきっかけづくりを支援するため、出会いの場を提供する団体を募り、市民団体が自主的に行事業に要する経費を予算の範囲内で補助します。

■条件

①主に市内で活動する団体で、代表者および半数以上の構成員が市内に住所を有すること

②5人以上で構成される団体で、計画的に公益活動を実践し、営利を目的としないこと

■対象事業・活動…市のほかの補助金を受けていない、縁結び事業に該当する事業・活動

■対象経費…事業を行うために必要な経費

※ただし、建設費や備品購入費、事業目的に付随しない食料費および次に該当するものを除く。

・団体の事務所の維持・管理に要する経費

・団体の経常的な活動に要する経費

・団体の構成員による会合における飲食費

## (○) 「縁結び応援事業費補助金」交付事業・活動を募集 子ども未来課

・団体の構成員に対する人件費や謝礼  
■助成金額…補助対象経費の3分の2以内（上限25万円）。  
※ただし、算出額に1千円未満の端数が生じた場合は、端数切り捨て。

■申請方法…縁結び応援事業費補助金申請書に次の書類を添えて市子ども未来課（本庁1階）に提出。

- ①活動計画書
- ②收支予算書
- ③定款、規約または会則など
- ④役員および会員名簿
- ⑤申請期間…7月31日（火）まで
- 問 市子ども未来課子育て支援係（☎ 28157568）

